

補助金等評価シート

●基本情報

補助金名	中小企業融資制度利子補給事業補助金						所管課		観光商工課			
予算費目	款	商工費		項	商工費		目	商工業振興費		事業	商工業振興事業費	
	節	負担金、補助及び交付金		細節	補助金		細々節	中小企業融資制度利子補給事業補助金				
総合計画	基本方針	4	人・資源・立地を活かし_未来を拓く産業のまちづくり						政策分野	9	産業・雇用	
	施策	2	商工業						主な取組	1	商工業の活性化	
交付開始年度	平成19年度			継続年数		18年		終了・見直し（予定）年度			令和6年度	
法令・例規等	根拠法令											
	要綱名		中小企業融資制度に係る利子補給金交付要綱									
分類	利子等償還補助					団体等の設備投資等に要する借入金の償還時に発生する利子相当分に対して補助するもの						
目的	中小企業等の資金調達を支援すること。											
内容	京都府中小企業融資制度により京都信用保証協会の保証を得て資金の融資を受けた者に対し、予算の範囲内においてその融資に係る利子の補給金を交付する。											
補助率の設定	定率補助		補助率		1/2			上限額		1件あたり10万円		

ガイドライン対象	対象	対象外の理由	
----------	----	--------	--

●補助金等の状況

予算（要求）額		令和6年度		令和7年度		令和8年度（予定）	
		1, 094, 000円	前年度比		前年度比		前年度比
					0%		
財源	特定財源	0円					
	一般財源	1, 094, 000円			0%		
	特定財源率（％）	0%					
補助対象事業費（見込）		2, 113, 697円			0%		
補助金額（見込）		1, 031, 000円			0%		
補助率（％）		49%					
補助の実績（予定）		69名（社）に対し利子補給金を交付した。		中小企業融資制度に係る利子補給金交付要綱は、令和7年3月31日をもって失効済		中小企業融資制度に係る利子補給金交付要綱は、令和7年3月31日をもって失効済	
※ 団体 運営 費 補 助 の み	交付先団体における年間予算額						
	補助金の占める割合						
	令和6年度の交付先団体における繰越金						
	補助金と繰越金の割合対比						

●成果指標・目標

成果指標			
実績・目標値	令和6年度【実績値】	令和7年度【実績値】	令和8年度【目標値】

●基本的な視点

検証項目		チェック	特記事項
公益性	事業の目的や内容に明確な公益性が認められるか	○	
必要性	社会経済情勢の変化や市民ニーズ等の変化に的確に対応しているか	△	当該制度の対象となる公的金融機関ではなく、民間金融機関から融資を受ける中小企業が増加しており、補助金の必要性が低下した。
	補助事業の目的や内容について、行政が関与する必要があるか	○	
	所期の目的を達成しているものではないか	○	
有効性	補助事業の目的に沿った成果があり、補助金に見合った効果が挙げたか	○	
	行政の直接執行や事業委託と比較し、補助金等による執行が最適な手段か	○	
	少額又は申請件数の少ない補助金等について、継続する必要があるか	○	
妥当性	補助対象経費は、公金で補助することが妥当であるか	○	
	補助率や補助金額は社会経済情勢等や他自治体と比較し適切か	○	
公平性	必要性などが検証されることなく、同一の対象者に対し、長期間にわたり補助金等の支出をしていないか	○	
	明確な理由なく補助対象者を特定するなど、交付先に偏りがないか	○	
透明性	個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか	○	
	補助金の概要、要綱等がホームページ等に掲載されているか	○	

●見直し基準

項目		適否	特記事項
1	ガイドラインに基づく必要事項・申請書類等が規定された補助金等交付要綱が整備されている	○	
2	補助率は補助対象経費の1/2以下である	○	
3	対象経費を明確にしており、公共性・公益性が伴わない経費は対象外としている	○	
4	前金払・概算払を行っていない、もしくは、補助金等交付要綱に基づく規定・様式により適正な支給を行っている	○	
5	交付先団体の繰越金等を含めた財務状況からみて補助は適正である（団体運営費補助のみ）	—	
6	交付先団体の事務局が適切に運営されているか（団体運営費補助のみ）	—	

●今後の方向性

方向性	☐ 現行のまま継続 ☐ 見直し継続 ☒ 廃止	
現行のまま継続とする理由 見直し内容 又は 廃止理由	当該制度の対象となる公的金融機関ではなく、民間金融機関から融資を受ける中小企業が増加しており、補助金の必要性が低下したため、令和7年4月1日をもって廃止する。	
見直し・廃止の時期		